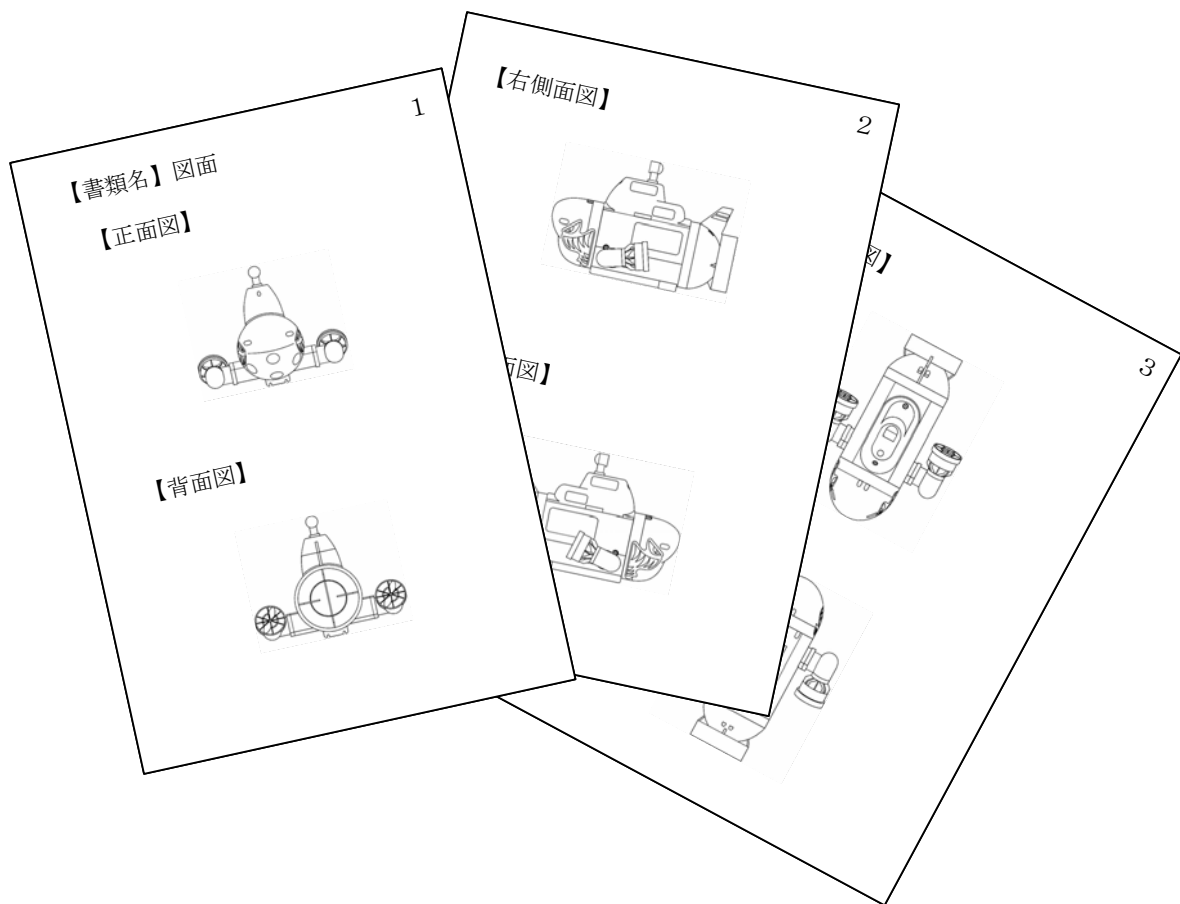


2. 図面の記載の基本

意匠法の保護対象となる物品の形態は、大半が立体状の形態をしています。しかし、その立体状の形態を意匠登録出願する際には、平面上に記載した図面等によって表す規定となっています。つまり、意匠権の客体は、現実の立体物ではなく、その図面等によって表された立体の形態になります。そのため、第三者においても権利の客体である形態を正しく理解できるよう、出願にあたっての作図方法を詳細に定めています。

このように、図面等は意匠権の客体となる形態が正しく理解されるよう、定められた作図方法に基づいて記載することが必要であり、また、意匠権の客体となる形態の全体が特定したものとして理解されるように、必要な図を記載することが必要です。なお、意匠の理解を助けるための図も必要に応じて記載します。(形態の説明のための図や使用状態図等であって、当該意匠を構成しない線等を描き加えた図は、「〇〇参考図」等と表示し、当該意匠の構成要素のみを描いた図と区別します。)

以下、願書に添付する図面の記載の仕方の基本的内容について説明します。



A. 形態の特定に必要な図について

2A.1 様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点

(1) 形態の特定に必要な図の作図方法の種類

①意匠が立体状の形態の場合には、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図を一組として（以下、「一組の6面図」と称します。）表すことが基本です。（様式6備考8）

②意匠が立体状の形態の場合に、上記の一組の6面図に代えて（一部の図又は全図について）、等角投影図法、斜投影図法によって表した図とすることができます。（様式6備考9）

③意匠が平面的な形態の場合は、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図を一組とします。（様式6備考10）

④上記の図面だけでは、その形態を十分表すことができないときには、断面図、拡大図、斜視図等を加えることが必要です。（これらの図も必要図となります。）（様式6備考14）

⑤一組の6面図等に代えて、意匠を現した写真、ひな形又は見本を提出することもできます。

なお、物品の部分について意匠登録を受けようとする部分意匠の場合は第2部を、形状が連続する場合、物品の一部分の図示を省略（中間部分の省略）する場合についての作図法は第3部を参照してください。

(2) 作図上の基本的な留意点

①線の太さは、実線及び破線は約0.4mm、切断面を表す平行斜線及び鎖線は、約0.2mmで描きます。（様式6備考5）

②各図（正面図、背面図、参考図等の全図について）は、それぞれ横150mm、縦113

mm以内の大きさで描きます。(様式6備考6)

- ③図形(参考図である図を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはなりません。(様式6備考7)〔陰〕については、2A.5(8)立体表面の形状を特定する「陰」参照)

例えば、工業製図に見られる隠れ線(外観に表れない内部、あるいは裏側の形状を表す破線)を必要図に描いてはなりません。

- ④通常の使用において、正面性や天地等の方向性が定まっている物品の作図については、その方向性に従った図を描くことが望まれます。

- ⑤一部の図を写真に代えることもできますが、その場合、モノクロ写真でも各部の濃淡等が表れますので、形状のみを表した図とは整合せずに意匠が特定しない恐れがあります。写真と図との整合性に注意が必要です。なお、1つの図を、線図と写真との合成で作図することはできません。(c. 図面代用写真参照)

2A.2 正投影図法による作図

正投影図法は、立体状の形態について、隣り合う面が相互に直角である6方向の面に投影した形状を、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図として描きます。JIS規格「製図」における正投影図と、隠れ線を描かない点を除けば同じです。

〔図1.2-1〕のように、各方向に現れる形状線、模様、色彩を各面の図として描きます。

(1) 正投影図法による作図の場合の留意点

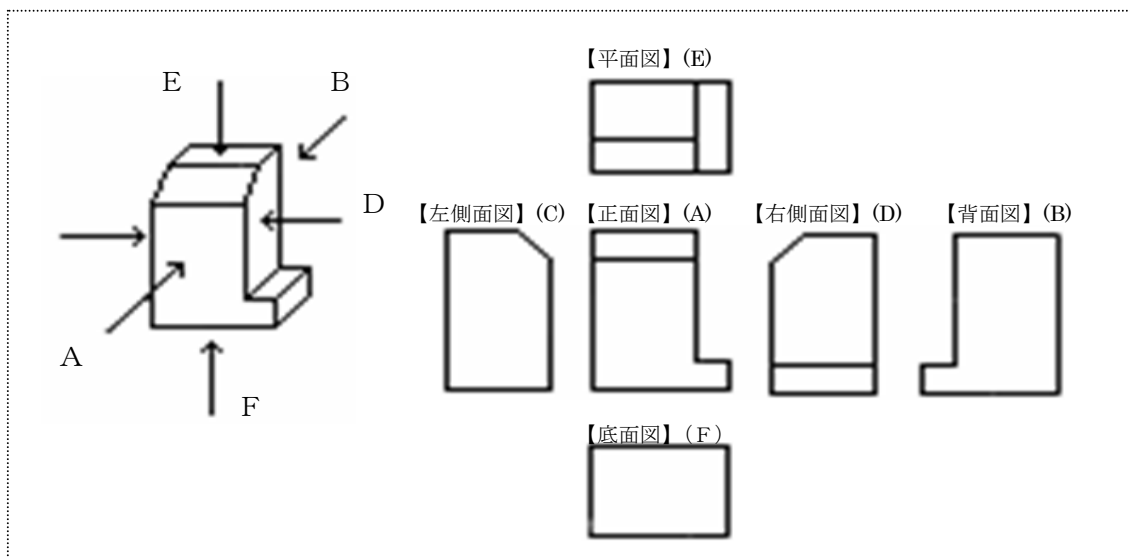
- ①各図同一縮尺とします。

- ②一組の6面図において、次の場合は、図の記載を省略することができます。

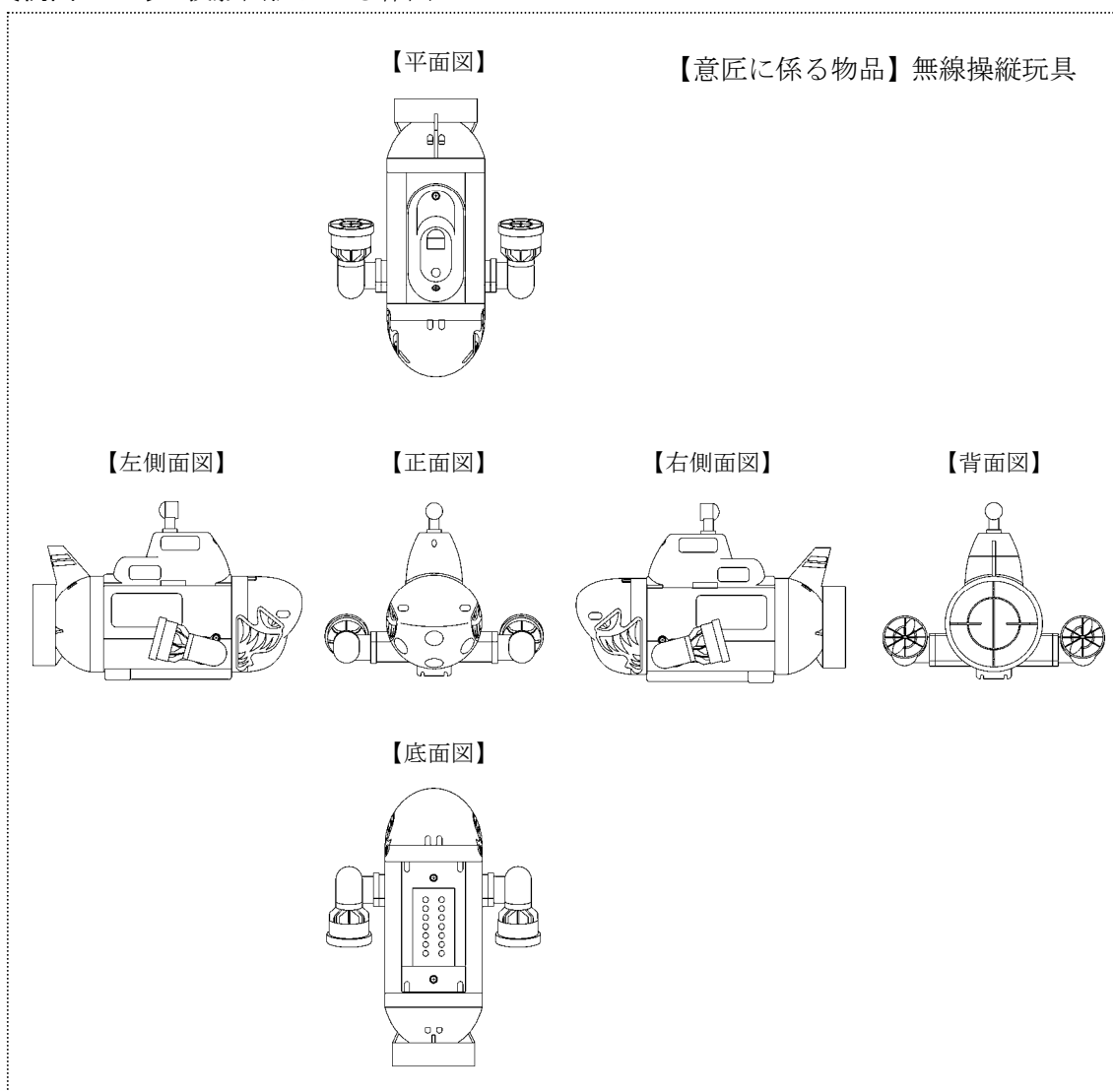
- ・正面図と背面図が同一形又は対称形である場合は背面図を省略できます。
- ・左側面図と右側面図が同一形又は対称形である場合は一方の側面図を省略できます。
- ・平面図と底面図が同一形又は対称形である場合は底面図を省略できます。

なお、図を省略した場合は、「背面図は正面図と対称につき省略する」等の省略している旨を【意匠の説明】の欄に記載することが必要です。

〔図 1.2-1〕立体物の各面を正投影図として描いた例



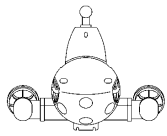
〔例図 1.2-2〕正投影図法による作図



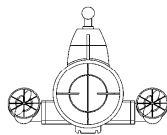
〔図 1.2-3〕願書添付の図面とする場合の記載様式例（前頁の無線操縦玩具の図面の場合）

【書類名】図面 1

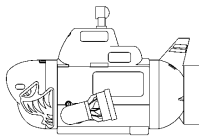
【正面図】



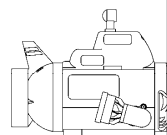
【背面図】



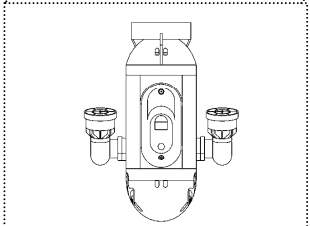
【右側面図】 2



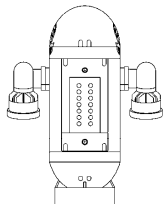
【左側面図】



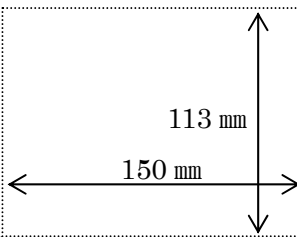
【平面図】 3



【底面図】



* 各図の大きさは、横 150 mm、縦 113 mmを越えて記載することはできません。



（注）意匠登録出願をする際には、オンライン出願、書面出願にかかわらず、この記載例のように図を縦一列に記載する必要があります。（様式 6 備考 23）

出願手続きにおける図面の記載様式の詳細については、特許庁ホームページ掲載の「意匠登録出願手続きのガイドライン」を参照してください。

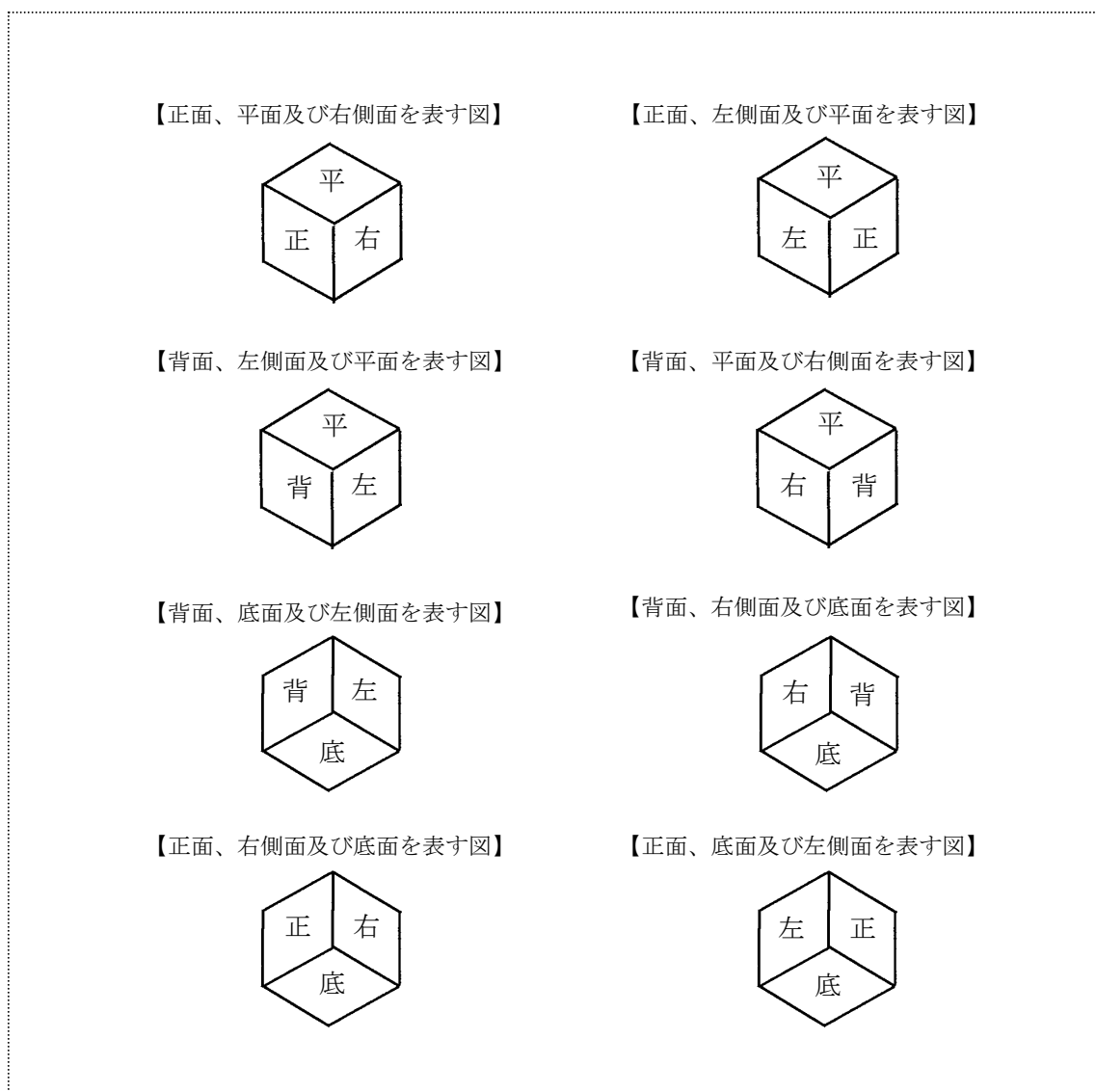
「意匠について」→「基準・便覧・ガイドライン」
→「意匠登録出願等の手続きのガイドライン」

2A.3 等角投影図法及び斜投影図法による作図

等角投影図法及び斜投影図法は、正投影図法により同一縮尺で作成された「一組の6面図」のうち3図に対応する内容を1図で表すことが可能な図法です。

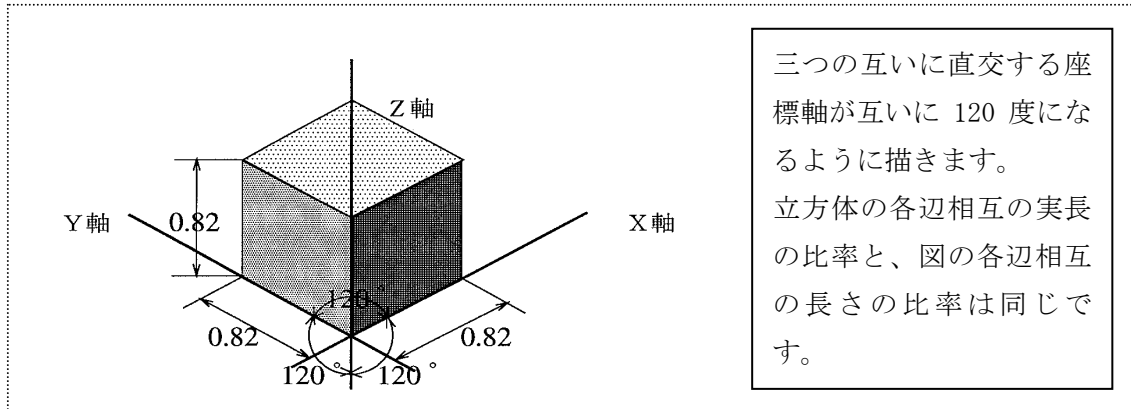
下記のように、6面の内の3面を1図として表すもので、8とおりの図があります。その内から2図以上を描くことで6面を表すことができます。例えば、【正面、平面及び右側面を表す図】と【背面、底面及び左側面を表す図】の2図で6面が表されます。

〔図 1.2-4〕3面を表す図の種類(正立方体を表す場合)



(1) 等角投影図法

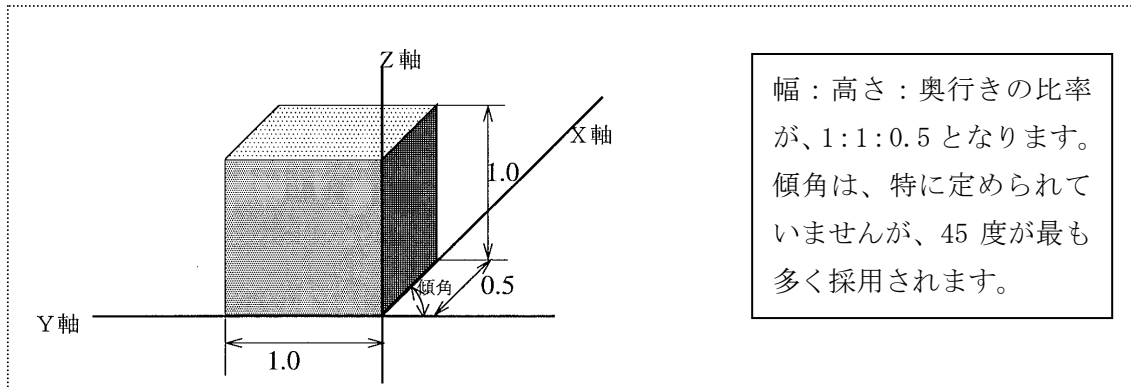
[図 1.2-5]等角投影図による作図例



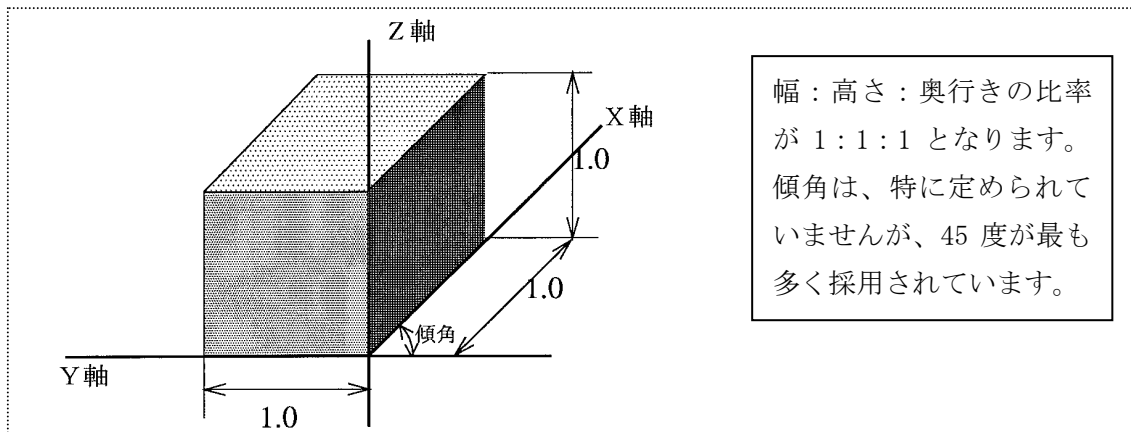
(2) 斜投影図法

斜投影図法において、意匠登録出願に使用できる図法は、寸法比が客観的に表れる、以下のキャビネット図とカバリエ図に限られます。

[図 1.2-5]キャビネット図による作図例



[図 1.2-6]カバリエ図による作図例



(3) 等角投影図法、斜投影図法を使用する際の留意点

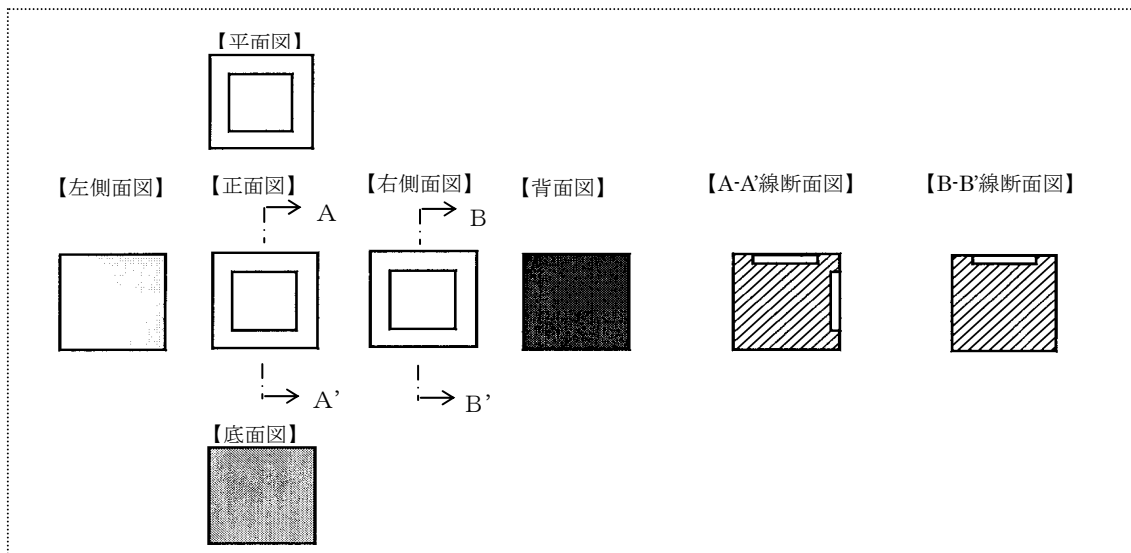
- ①正投影図法において基本とされている6面を表す必要があります。なお、異なる図によって同じ面が複数表されても問題となりません。
- ②正投影図法により表した場合に該当する図の表示を記載する必要があります。例えば、正投影図法で表した場合の正面、平面、右側面に該当する図であるときは、**【正面、平面及び右側面を表す図】**と記載します。(様式6備考9)
- ③斜投影図法により表した場合は、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の**【意匠の説明】**の欄に記載する必要があります。(様式6備考9)
- ④等角投影図法により表した場合は、図法の記載は不要です。3面を表した図について図法の記載がない場合は、等角投影図法によるものとして取り扱います。

(4) 正投影図法とその他の図法とを併用する際の留意点

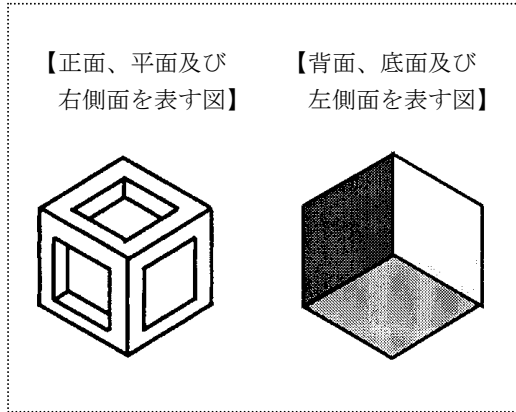
- ①全ての図で、正投影図法において基本とされている6面を表す必要があります。なお、異なる図によって同じ面が表されても問題となりません。(正投影図法の**【正面図】**を表し、等角投影図法として**【正面、平面及び右側面を表す図】**が表されている場合等)
- ②全図を同一縮尺で記載しなければなりません。

(5) 各図法による記載例

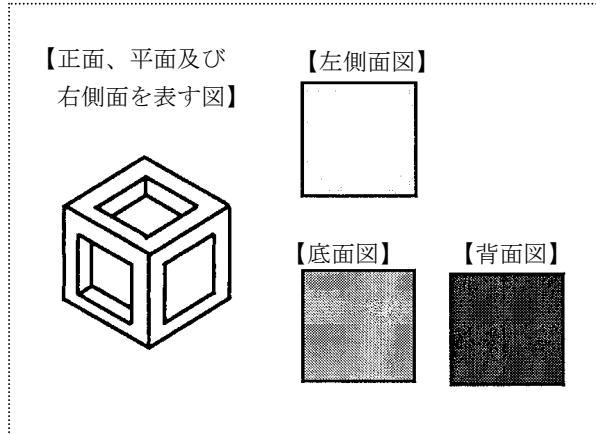
[図 1.2-6]正投影図法による作図例



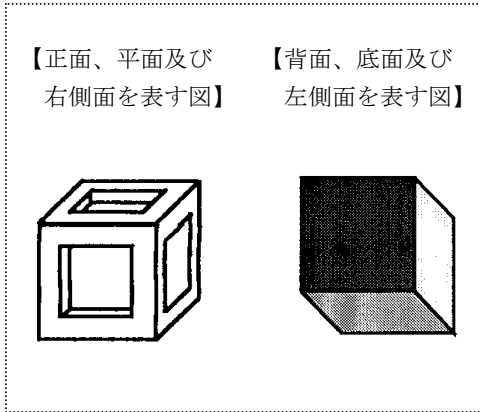
〔図 1.2-7〕等角投影図法の例



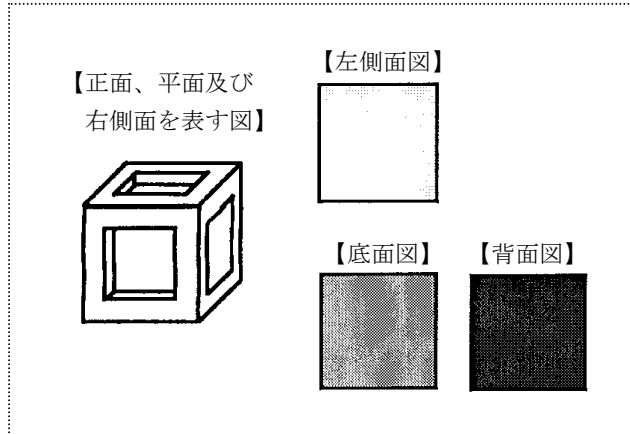
〔図 1.2-8〕正投影図法、等角投影図法併用例



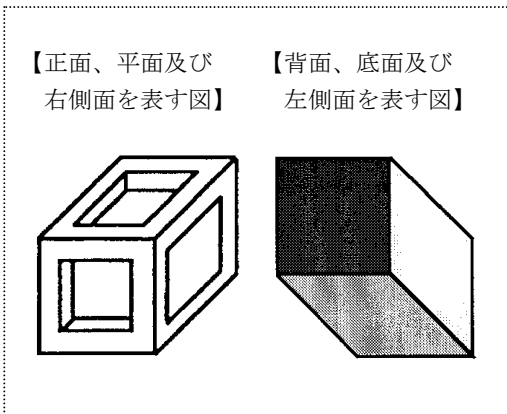
〔図 1.2-9〕キャビネット図の例



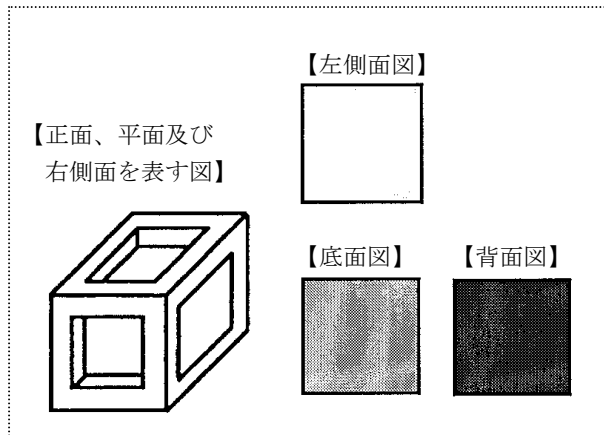
〔図 1.2-10〕正投影図法、キャビネット図併用例



〔図 1.2-11〕カバリエ図の例



〔図 1.2-12〕正投影図法、カバリエ図併用例

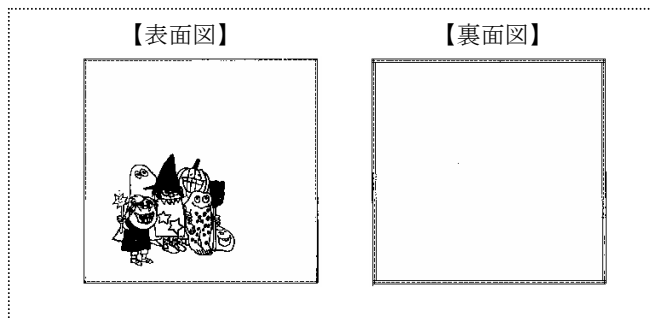


2A.4 平面的な形態（シート状の形態）の作図

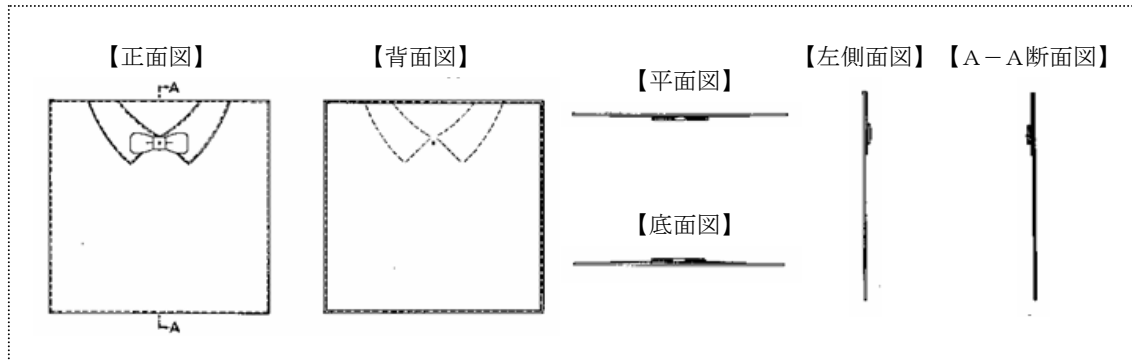
意匠が平面的なもの（シート状の形態）の場合には、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図による一組の図面が基本となります。（様式6備考10）

ただし、この平面的な形態に該当するものは、織物地、ハンカチ等のように一枚構造であって厚みが極めて薄いものに限られます。一枚構造でないものは、例えば封筒のように厚みのない場合であっても、「一組の6面図」で表す必要があります。

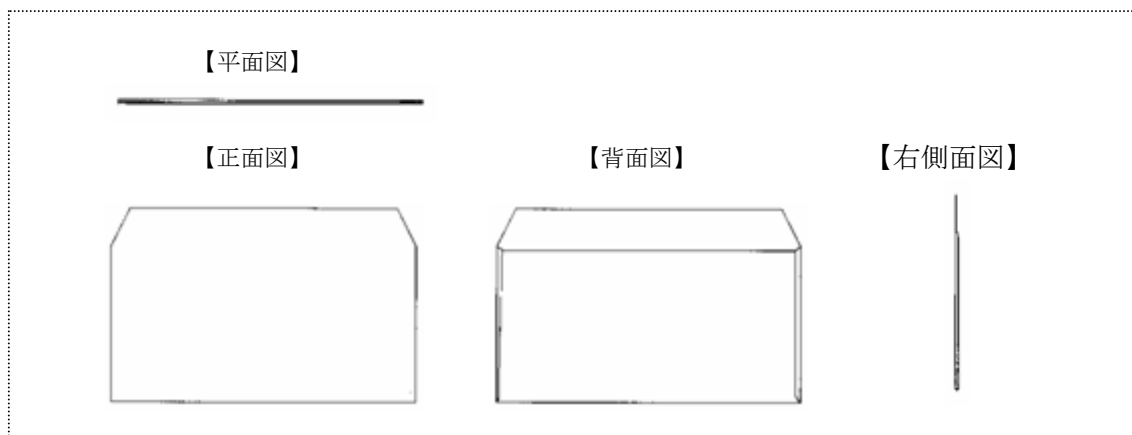
〔図 1.2-13〕平面的なハンカチの場合の例



〔図 1.2-14〕一枚構造ではない「ハンカチ」の場合の例



〔図 1.2-15〕「封筒」の場合の例



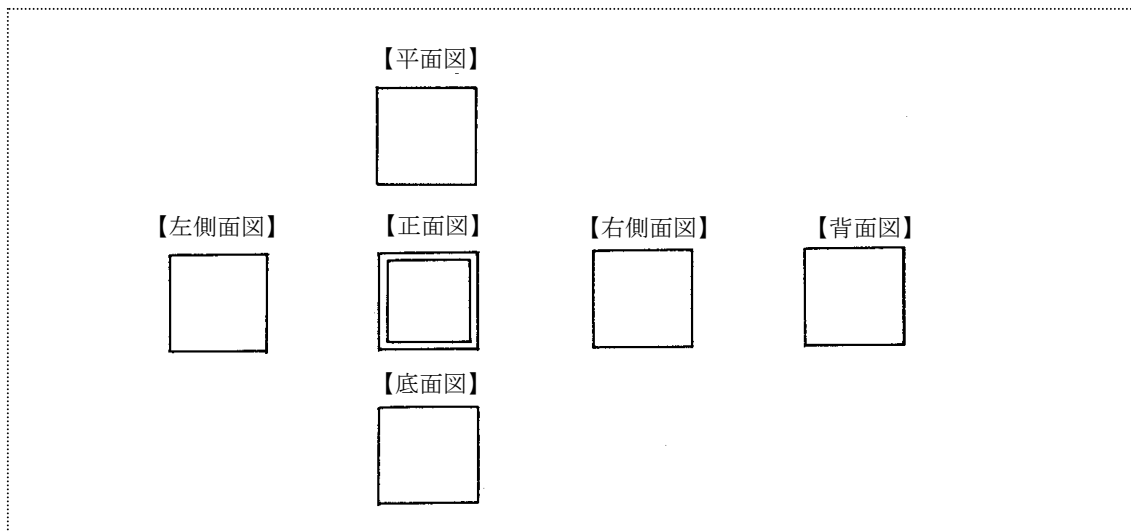
2A.5 その他の図の作図

前述の各図法によって一組の6面を表したとしても、各面に凹凸がある等のため、その形態を十分に表現できない場合があります。

例えば、〔図 1.2-15〕の「一組の6面図」からは、〔図 1.2-16〕のように多くの形態が想起できることになり、したがって、「一組の6面図」だけでは、特定の形態を十分表現したことにはなりません。そこで、出願意匠の多様な形態に合わせて、【展開図】、【断面図】、【切断部端面図】、【拡大図】、【斜視図】等を加えることによって特定の形態を十分表現する必要があります。(様式6備考14)

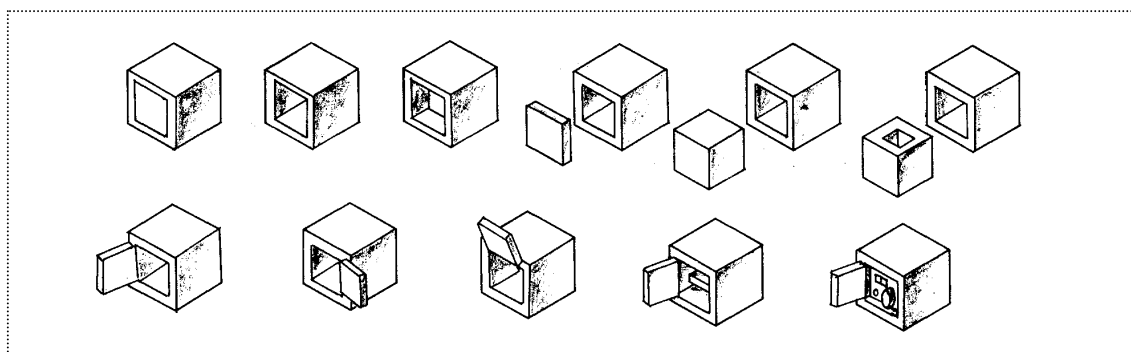
このように「一組の6面図」だけではその意匠を十分表現することができないときに加える図は、「一組の6面図」と共に、特定の形態を表現する上で必要な図となります。

〔図 1.2-15〕一組の6面図のみの図面の例



〔図 1.2-16〕上記の図面から想起できる形態の例

(この図の物品が何であるかを考慮せず、純粹に形態だけを考えれば、多様な形態が考えられます。)



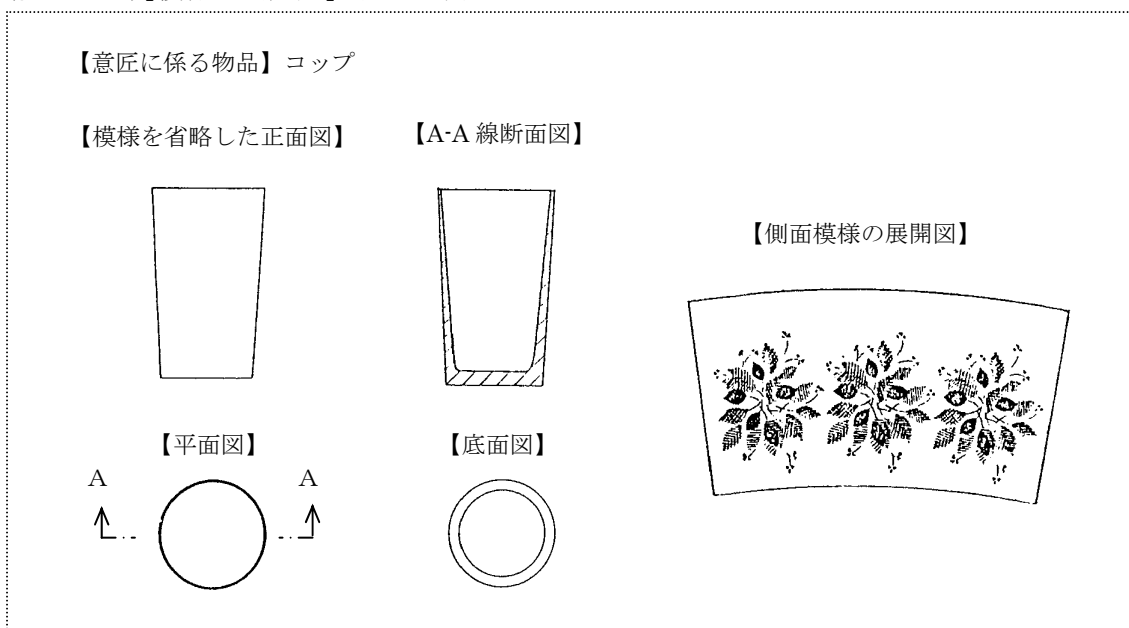
(1) 【模様を展開図】

曲面に描かれた模様を、「一組の6面図」で正確に表現することが難しい場合があります。そのような場合、その曲面が円筒形や円錐形のような周側面が展開可能な曲面であれば、【模様を展開図】を用いて模様を表現することが有効です。

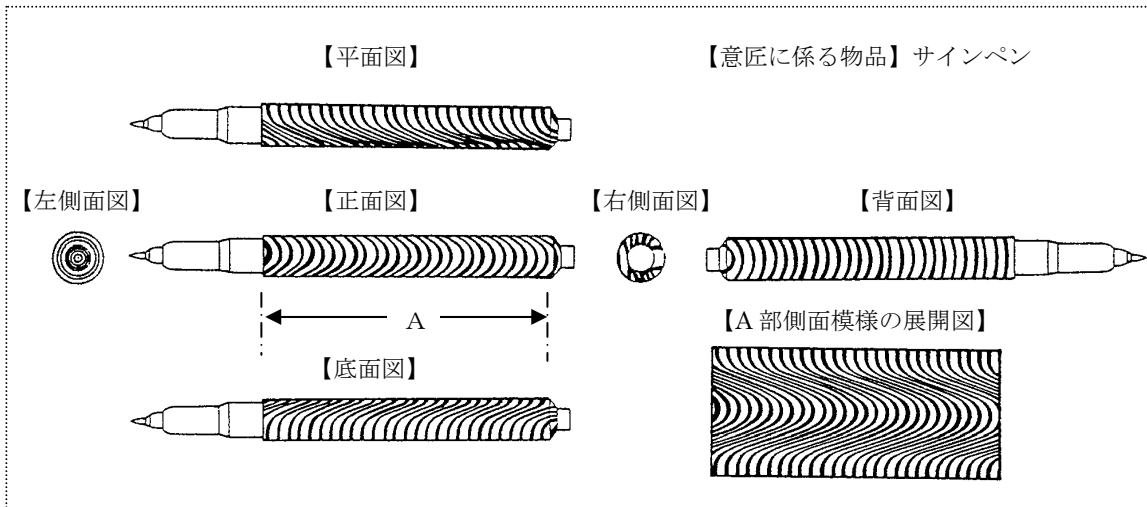
【模様を展開図作成の留意点】

- ①ここで言う展開図は、折り畳みの箱を開いて平面状に展開した状態の図等ではなく、模様のみを表すために、転写紙のように表現する特殊な図のことで、したがって、模様が描かれた面に凹凸を有する場合は、必要図としての【模様を展開図】で表現することはできません。
- ②下記の「コップ」の例のように、【模様を展開図】と模様を省略して形状のみを表す図とを併用した図面を一組として意匠を表すことは、「一組の6面図」に模様を表した場合よりも意匠を正確に表現できる場合に限り例外的に認めています。
(意匠審査基準 21.1.2(1) ⑩(i)ロ 参照)
- ③【模様を展開図】は、原則として周側面全体を展開したように描きます。
- ④6面図にも模様を描き、それに【模様を展開図】を加える場合は、下記「サインペン」の例のように、周側面の一部を【模様を展開図】として描くことが出来ます。

〔図 1.2-17〕【模様を展開図】を用いた例



〔図 1.2-18〕【模様を展開図】を用いた例



(2) 【断面図】

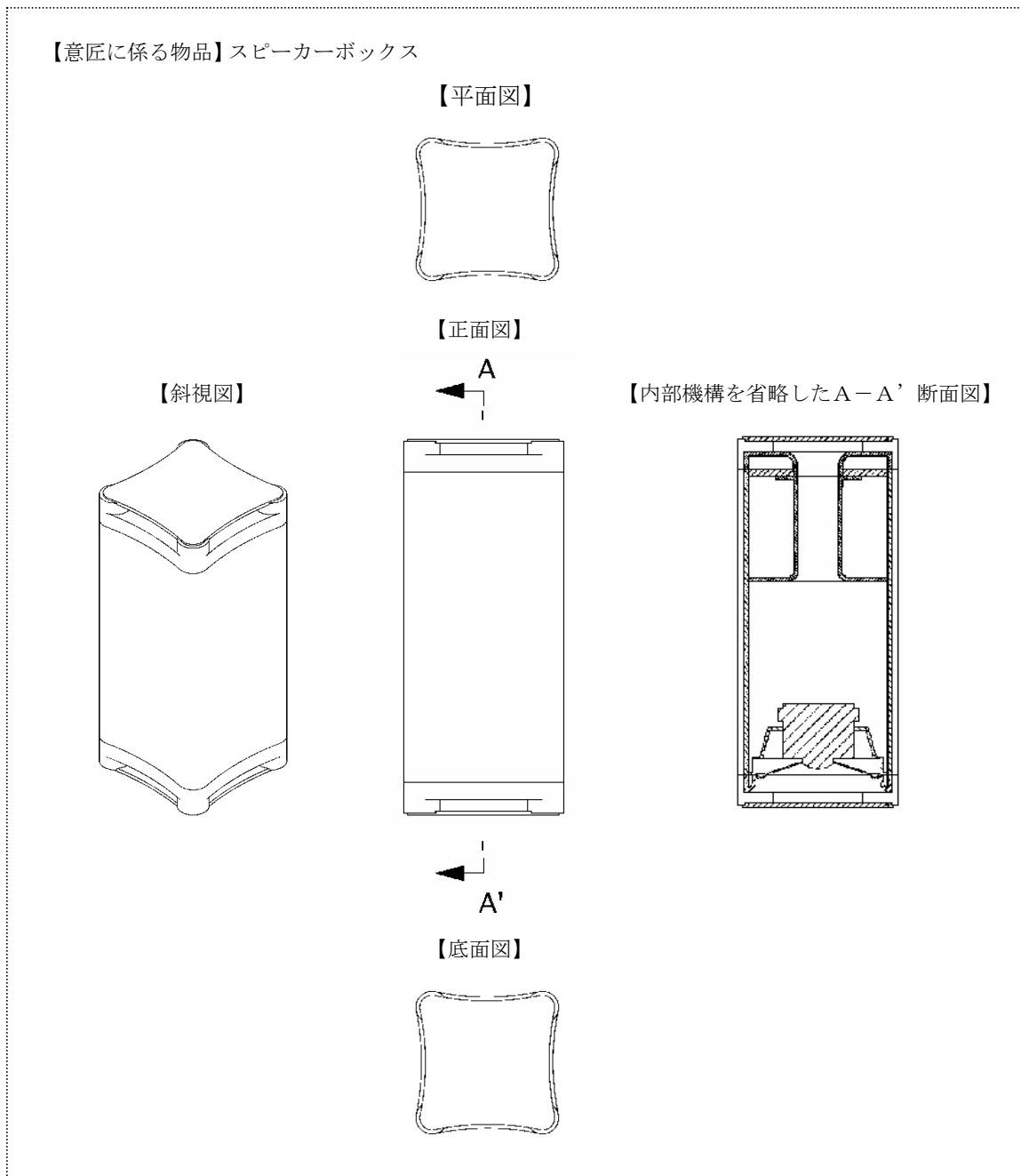
外観の凹凸の態様を正確に表現するには断面図が有効です。次ページの「スピーカーボックス」の例では、一組の6面図等だけでは、上下の間隙部の構成態様が不明です。それら不明点は断面図によって明確にすることができます。

【断面図作成の留意点】

- ① 1つの断面図から凹凸の形態全体を表現できないときは、縦断面、横断面、異なる位置の断面等、複数の断面図が必要になります。
- ② どの部分の断面かを示すために、「一組の6面図」中の1図に切断箇所を約0.2mmの太さの鎖線で描き、その鎖線の両端には符号をつけて切断面を描いた方向を矢印で示します。このとき、鎖線等が図形に触れないように注意してください。(様式6備考5、15)
- ③ 切断面（肉厚面等）には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます。(様式6備考5、15)
- ④ 意匠は、物品の外観形態ですから、内部機構そのものを表す必要がない場合は省略することができます。その場合、図の表示を【内部機構を省略した（または「内部機構の概略を示す」）断面図】とします。
- ⑤ 断面図には、切断面を描いた方向に現れる外観（物品を実際に切断し、その切断

面を正面に向けたとき現れる外観)も描く必要があります。(「スピーカーボックス」の断面図の例では、隅丸四角柱状の4つの稜部の輪郭線等が、切断面を描いた方向に現れる外観として描かれています。)

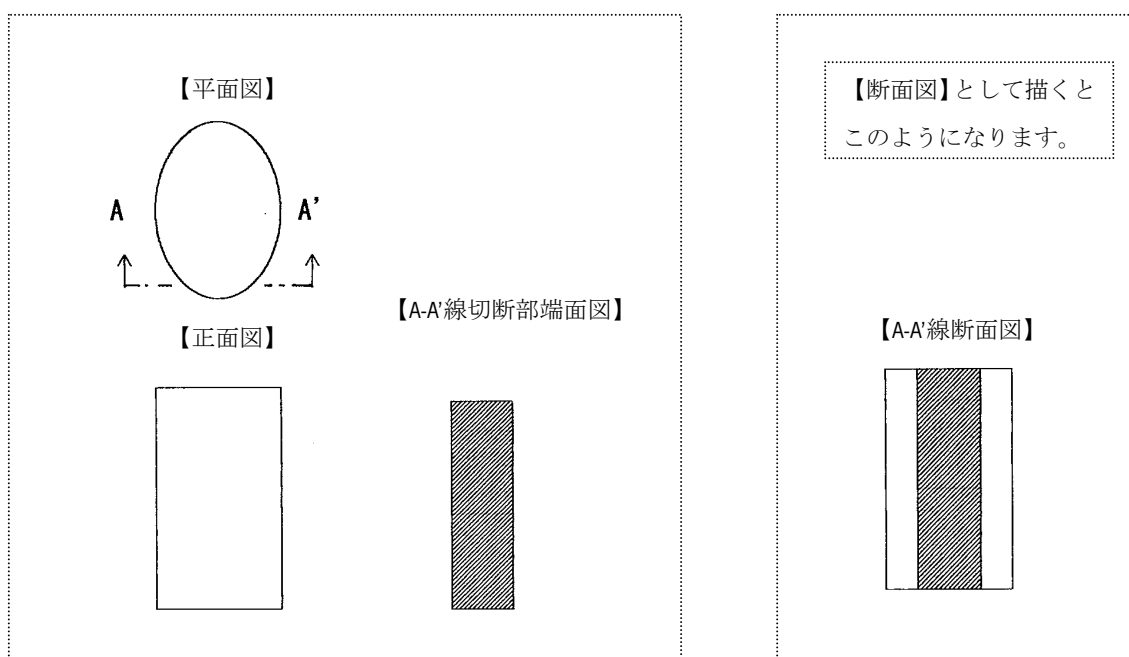
〔図 1.2-19〕【断面図】の記載例



(3) 【切断部端面図】

【断面図】が、切断面から視線の方向の後方に見える形態を含めて描かなければならないのに対して、【切断部端面図】は、切断面の形態のみを描くものですから、作図労力が【断面図】より少なくて済みます。切断部だけの形態を表せばよいときには、【切断部端面図】が有効です。

〔図 1.2-20〕 【切断部端面図】 の記載例



(4) 【組合せ断面図】等

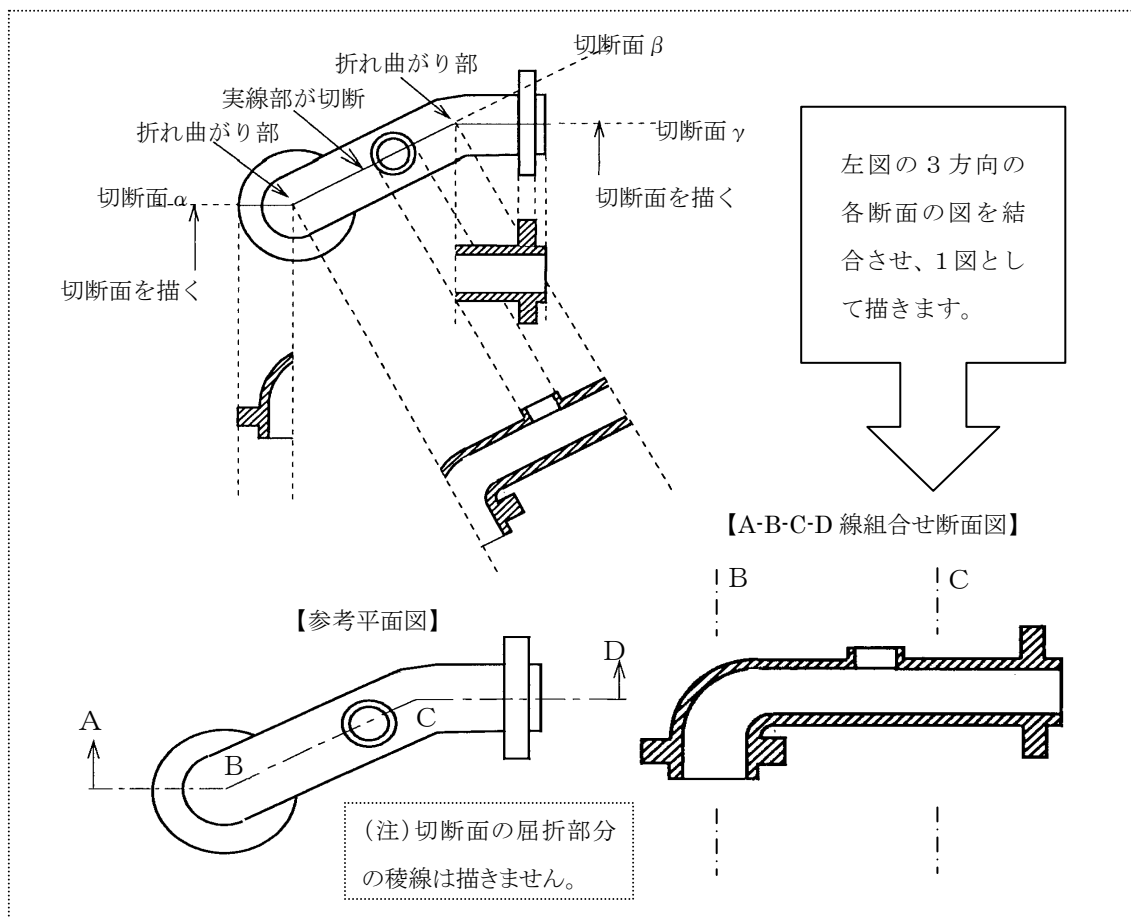
前記の【断面図】【切断部端面図】の他に【組合せ断面図】、【組合せ切断部端面図】、【片側断面図】、【斜視断面図】、【一部切り欠き斜視断面図】によって凹凸形態等を表すことができます。これらの図は、二以上の方向の平面に切断された切断面を表すものです。そのため、切断箇所を折れ線状に図中に示すことが必要な場合があり、その場合は切断箇所を示す図を【参考図】として加えます。なお、切断箇所・切断面の描く方向を示す鎖線、矢印、符号、切断面の描き方等については、前記【断面図】の場合と同様です。

① 【組合せ断面図】、【組合せ切断部端面図】

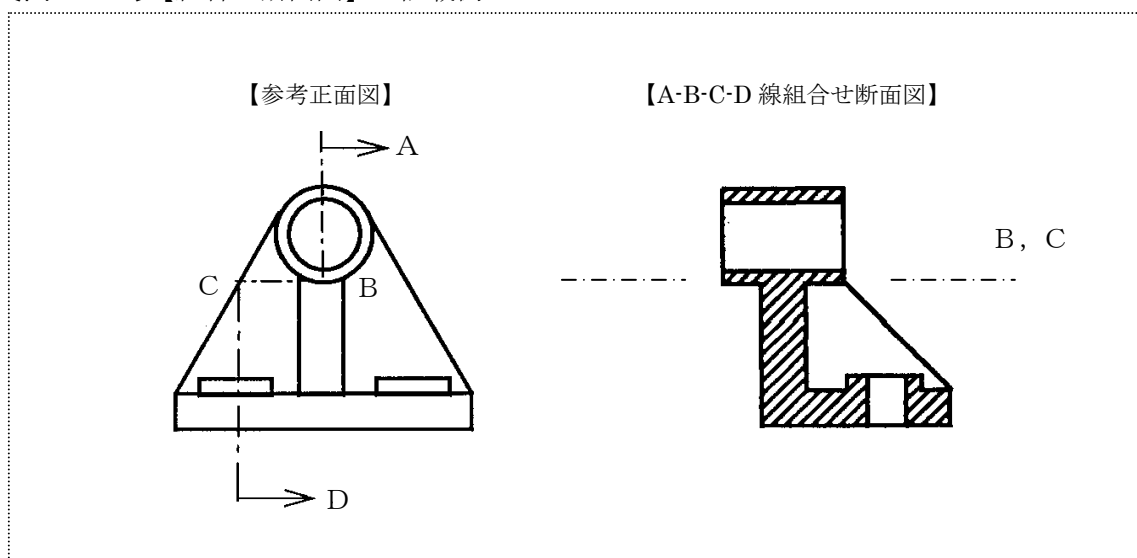
〔組合せ断面図等作成の留意点〕

- ①これらの図は、二以上の平面で切断した断面又は端面を組み合わせて一つの断面図又は端面図とするものです。
- ②曲がりに沿った中心面で切断する場合は、切断箇所を一本の折れ線鎖線で描いて示します（〔図 1.2-21〕）。平行な2平面で切断する場合は、切断箇所を示す鎖線を任意の位置でつないで描きます（〔図 1.2-22〕）。いずれの場合も、鎖線を図中に描くことになるので、切断箇所を示す【参考図】が必要です。（一組の6面図等の図中には、意匠を構成しない線等を描くことはできません（様式6備考7）。）
- ③切断箇所を示す折れ線鎖線の折れ曲がり部にも符号を付けます。折れ線鎖線の両端に付ける符号も合わせて、全て異なる符号とします。
- ④切断面を描く面は、いずれもその切断面の直角方向の形態として表します。
- ⑤【組合せ断面図】等にも、切断箇所の折れ曲がり部の符号と同じ符号を記入します。

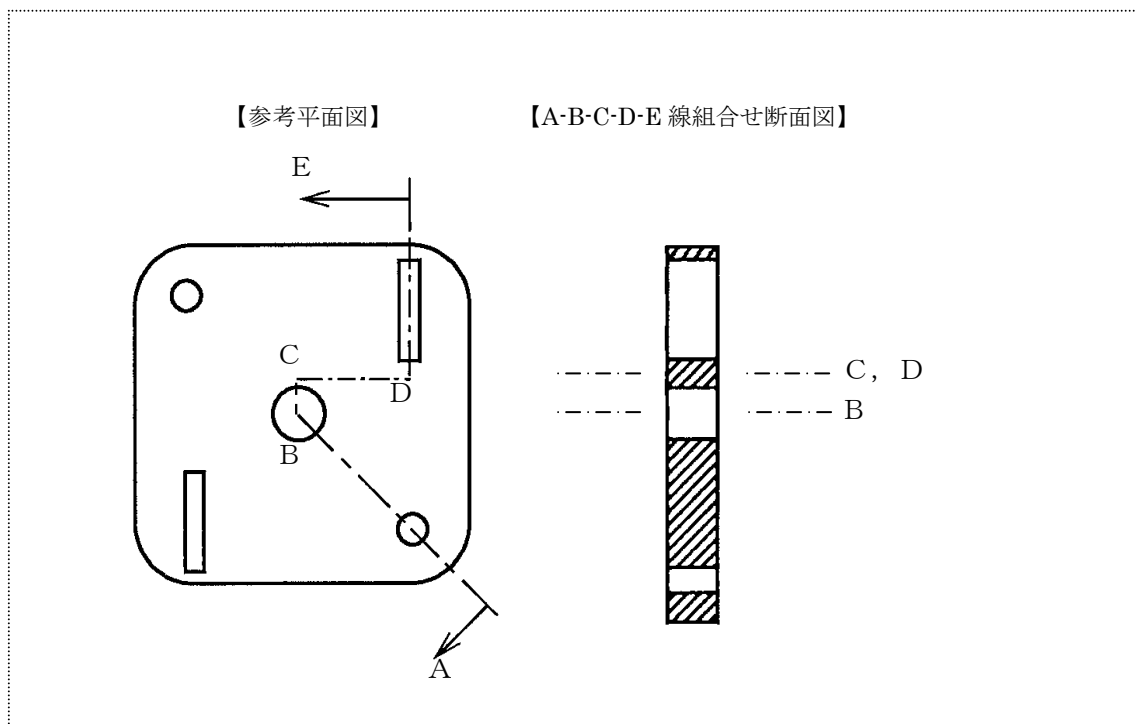
〔図 1.2-21〕【組合せ断面図】の考え方と記載例



〔図 1.2-22〕【組合せ断面図】の記載例



〔図 1.2-23〕【組合せ断面図】の記載例



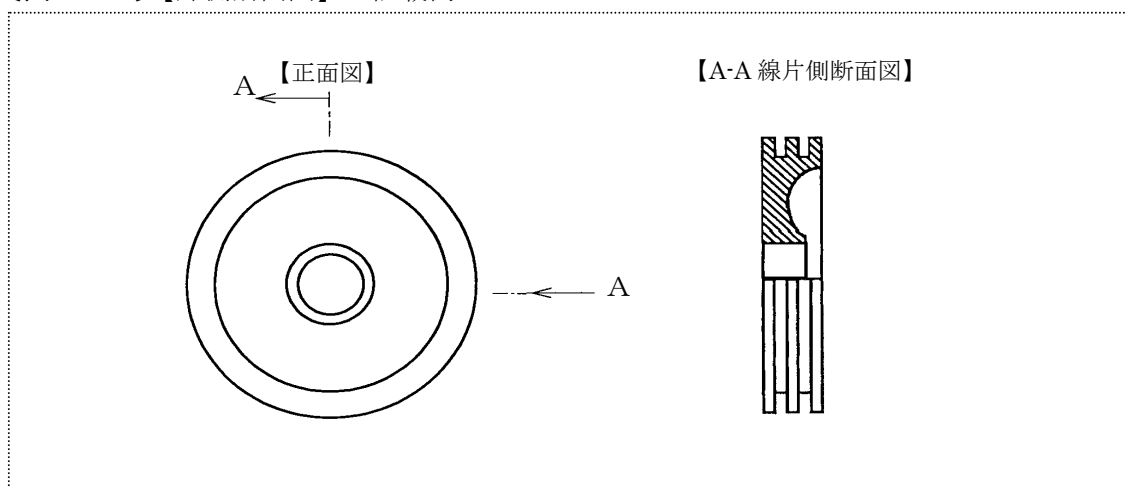
②【片側断面図】

【片側断面図】は、回転体又はそれに準じる立体について、回転軸で直交する切断面によって全体の1/4を切断し、その片側の切断面を断面として表す図です。

〔片側断面図作成の留意点〕

- ①切断箇所を図中に描かなくてよいので、一組の6面図の内の一図で切断箇所示すことができます。(切断箇所を示す鎖線を図形に触れないようにしてください。)
- ②切断箇所に記入する符号は、屈折部には必要ありません。一点鎖線の両端部には符号を付け、かつ、その両端部には矢印で切断面を描く方向を示してください。なお、一点鎖線の端部に記入する符号は同一でもかまいません。
- ③断面を描く切断面と直角の方向で断面図を描きます。

〔図 1.2-24〕【片側断面図】の記載例



③ 【斜視片側断面図】

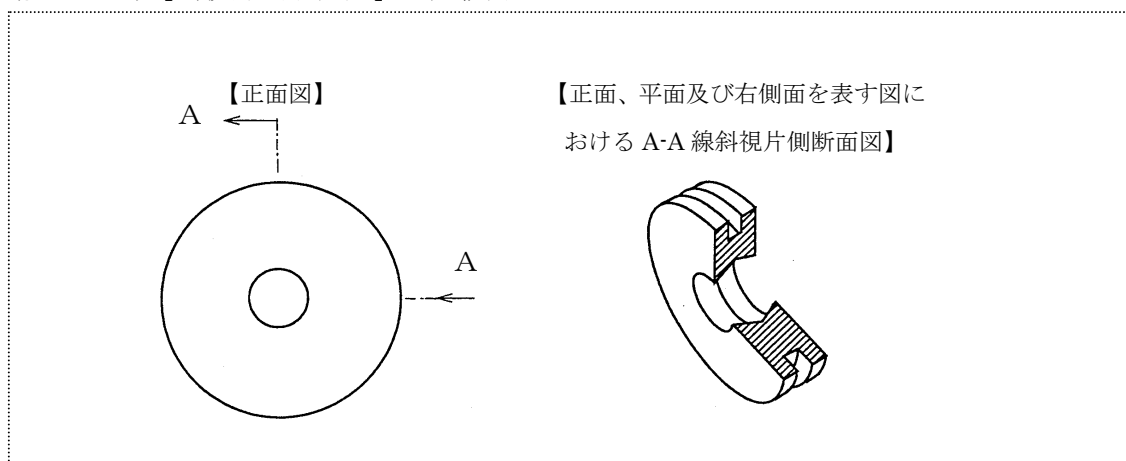
【斜視片側断面図】は、回転体又はそれに準じる立体について、回転軸で直交する切断面によって全体の 1/4 を切断し、その切断した状態を斜視図として表す図です。

〔斜視片側断面図作成の留意点〕

① 【斜視片側断面図】を形態の特定に必要な図とする場合は、【斜視片側断面図】の【図の表示】、図の種別の説明を等角投影図法、斜投影図法による場合と同様に記載することが必要です。なお、断面図ですから、一組の 6 面図に代えることはできません。

② 切断箇所の表示の仕方は、【片側断面図】と同様です。

〔図 1.2-25〕【斜視片側断面図】の記載例



【正面、平面及び右側面を表す図における A-A 線斜視片側断面図】

(5) 【拡大図】・【部分拡大図】

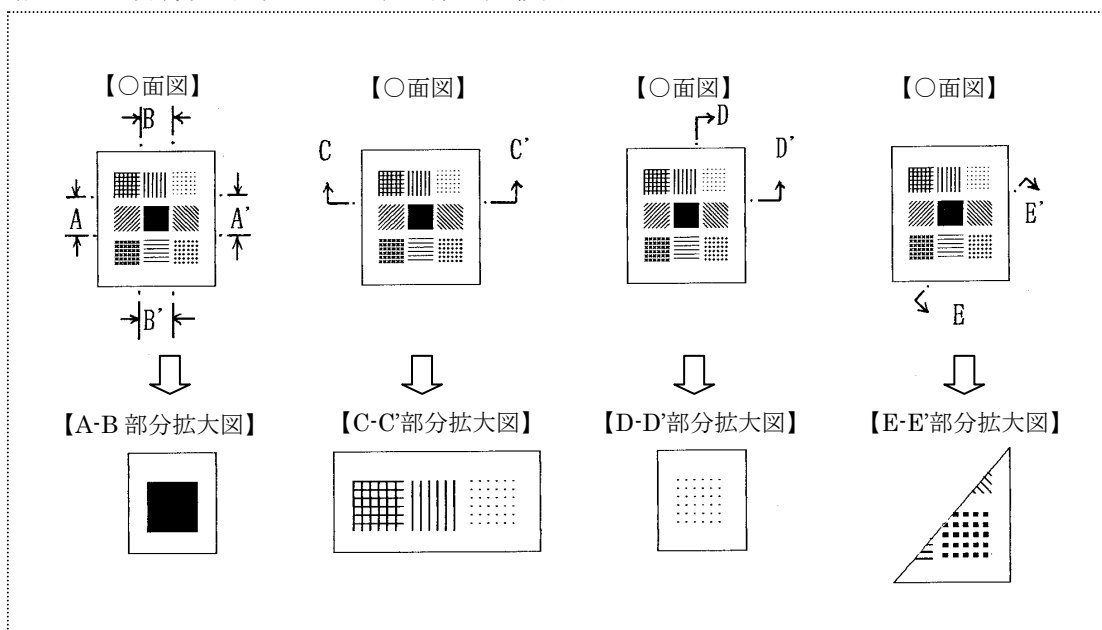
【拡大図】は、「一組の6面図」等の縮尺では図形が小さすぎて形態を明確に表すことができない場合に、図の全体を同一プロポーションで拡大して表す図です。

【部分拡大図】は、「一組の6面図」等の縮尺では一部分の図形が小さすぎて、その部分の形態を明確に表すことができない場合に、その部分を拡大して表す図です。

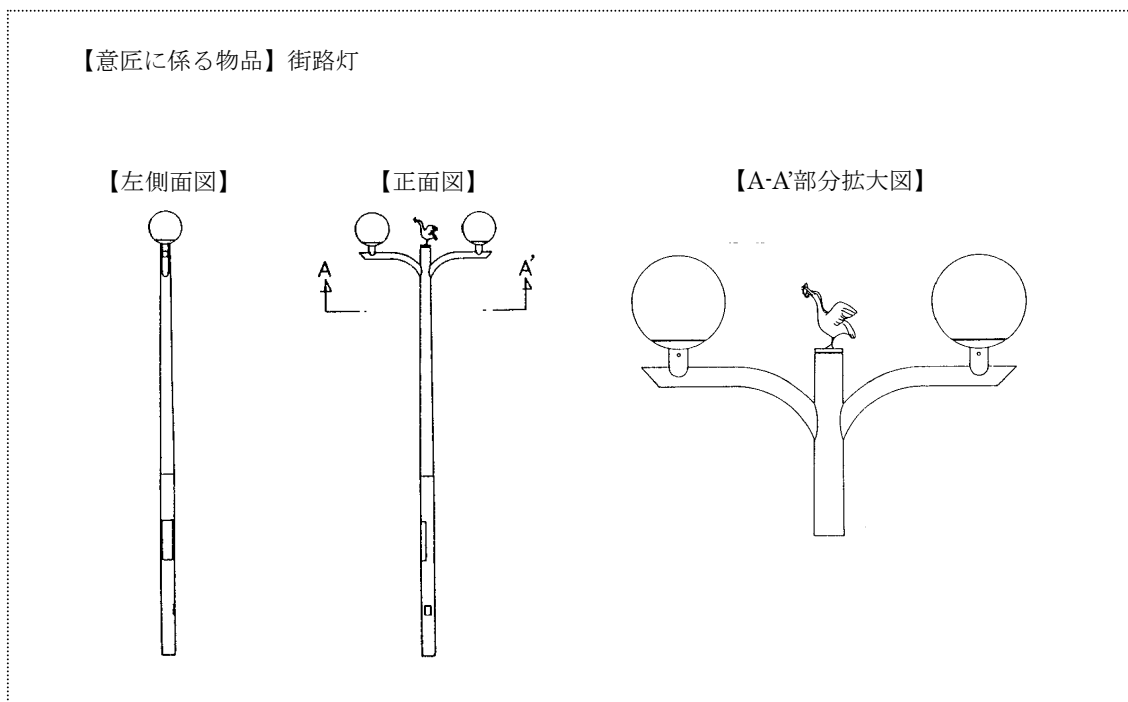
〔部分拡大図作成の留意点〕

- ①部分拡大図がどこの箇所であるかを、その部分の元とした図（「一組の6面図」中の任意の1図）に拡大箇所を記入し示す必要があります。その場合、拡大箇所を約 0.2 mmの一点鎖線の指示線で示します。指示線は、図形の中に記入してはいけません。また、一点鎖線の端部に矢印を設け部分拡大図を描いた方向を示すとともに、符号を記入します。（様式6備考5、16）
- ②元の図における縦横比（プロポーション）を変えないで、そのまま拡大して表現することが必要です。ただし、元の図が小さくて正確に描くことが困難な場合は、部分拡大図の形態と正確に一致させることができない訳ですから、部分拡大図の形態に相当する部分の元の図は、部分拡大図の形態と概略整合するよう描けば不一致とはされません。
- ③指示線によって区切られた周縁は、実際に該部を切断した形態を表すように、実線で表します。

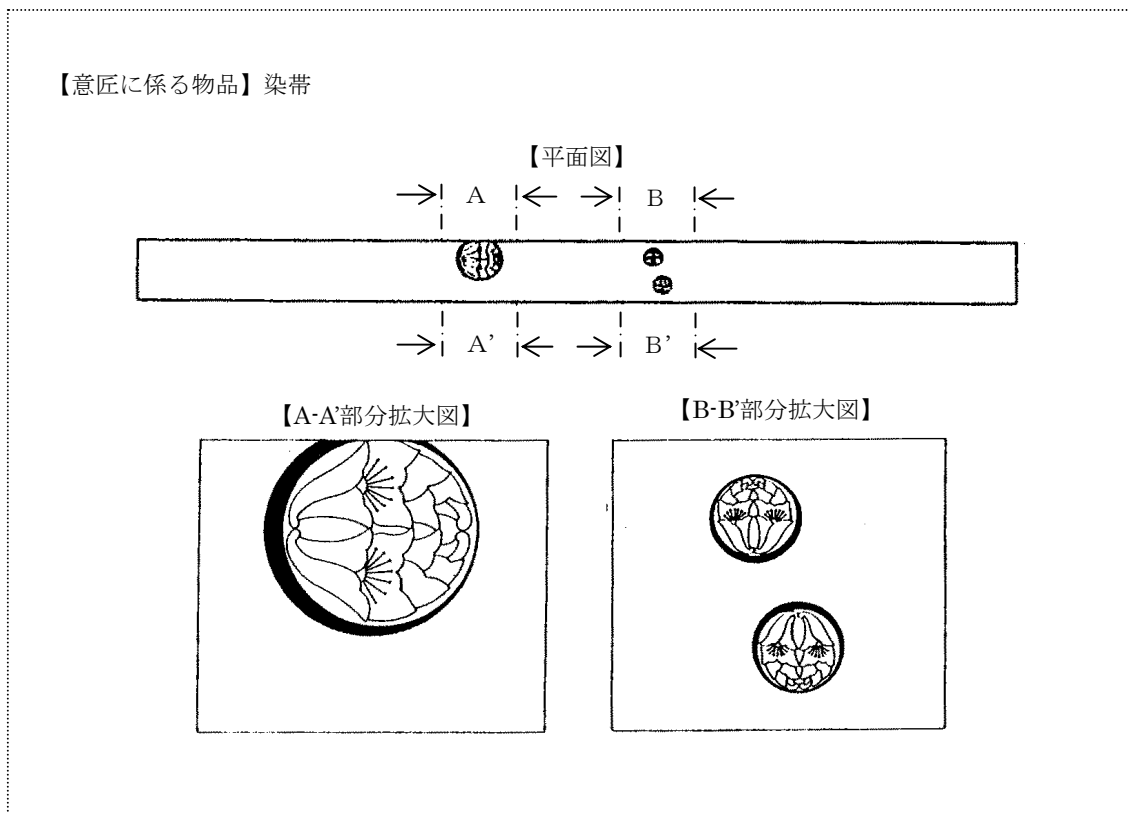
〔図 1.2-27〕部分の区切り方と指示線の記載例



〔図 1.2-28〕【部分拡大図】の記載例（街路灯）



〔図 1.2-29〕【部分拡大図】の記載例



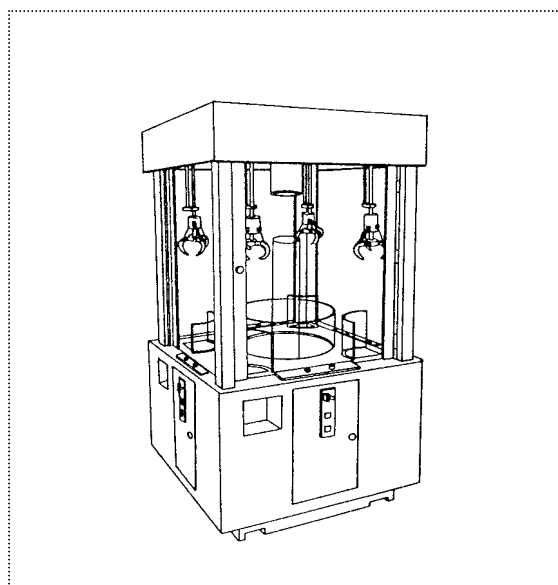
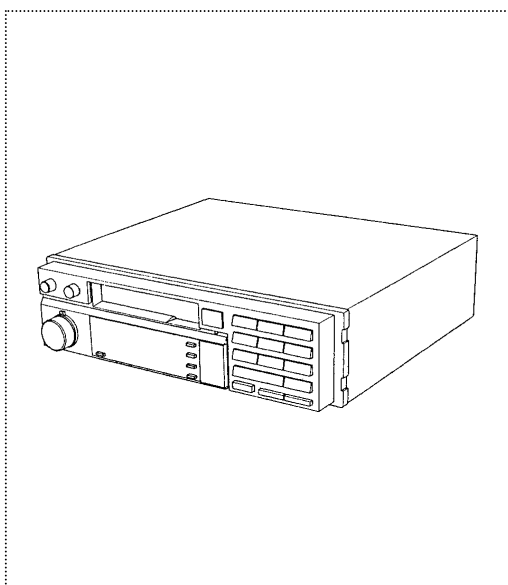
(6) 【斜視図】(等角投影図、キャビネット図、カバリエ図を除く)

斜視図は、単に斜め方向から看取できる形態を表した図一般を指します。前述した等角投影図、キャビネット図、カバリエ図も含まれますが、これらの図以外の斜視図を「一組の6面図」に代えるものとはできません。しかし、これら以外の斜視図は、その斜角を定める規定もなく、対象物品に応じた描き方ができるので、有用な図と言えます。特に、凹凸を表すには有効であり、その場合の斜視図は、一組の6面図等で凹凸の態様が十分表現できない場合の必要図となります。また、一組の6面図のように形態を正確に表せない短所がありますが、物体が人間に見える様子に近い形を一図で表現できるという長所を持っているので、意匠の要旨を表現する図として有用です。

【【斜視図】作成の留意点】

- ①意匠出願の図面に斜視図を記載する場合は、正投影図法によって表す6面を斜め方向から観察した場合の形態を表すものとします。
- ②一組の6面図によって表される形態との整合性をできるだけ取る必要があります。凹凸部分を表すことを主目的としたものであっても、斜視図全体が一組の6面図と整合が取れていないと、一組の6面図により表された形態における凹凸の態様を表したものとすることができない場合があります、その結果、形態が不明確であることとなります。

【図 1.2-30】【斜視図】の記載例



(7) 開閉部を有する場合、分離する場合、形態が変化する場合等を表す図

〔開閉部を有する場合等の作図の留意点〕(具体的な作図方法は第3部2. 開閉部を有するもの場合 参照)

- ①開閉部を有し開いた状態の形態を表す必要がある場合、分離した状態（分離した各部分の形態）を表す必要がある場合は、【扉を開いた状態の斜視図】【雄部正面図】【雌部正面図】等、必要とされる形態を表す図を加えることが必要です。これらの図は形態を特定するために必要な図ですから、正確に描くことが必要です。
- ②形態が変化する場合において、その変化の前後にわたる形態を意匠登録出願する際は、【変化の途中の状態の斜視図】【変化をした状態の斜視図】【通電状態の正面図】等の図を加え、変化の態様を明らかにすることが必要です。これらの図は形態を特定するために必要な図ですから、正確に描くことが必要です。

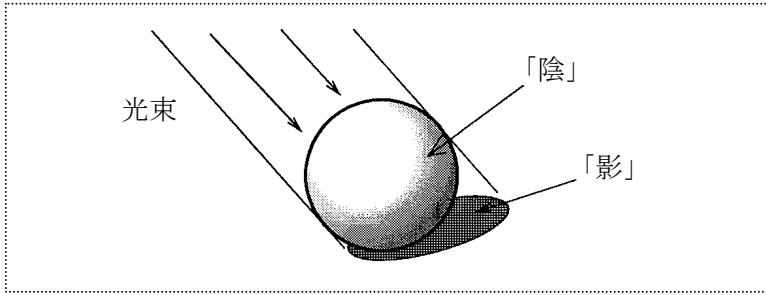
(8) 立体表面の形状を特定する「陰」

立体表面が曲面状の凹凸である等の形態については、その凹凸を断面図で表すと多数の断面図が必要な場合があります。このような場合の有効な方法として、図に「陰」を描く方法があります。「陰」は立体の表現として描くもので「影」ではありません。

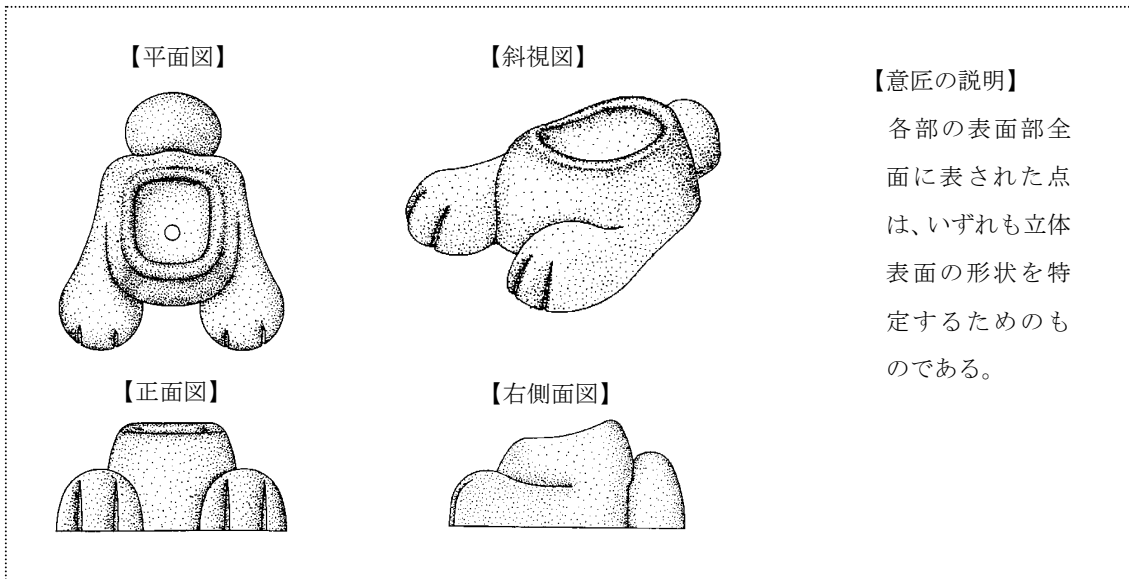
〔「陰」を描く場合の留意点〕

- ①「陰」は、線、点、その他で表します。(様式6備考7)
- ②「陰」を描いた場合は、その旨及び「陰」が線、点等のいずれであるかを【意匠の説明】の欄に記載することが必要です(様式6備考7)。その記載がないと、それらの線、点等は表面の模様として扱われることとなりますので、注意してください。
- ③「陰」を表す点等の描き方は、できるだけ現実の立体形状から観察される濃淡を模して描くことが望まれます。例えば、左斜め上方45度から平行光線を照射したときの濃淡のように線、点等を疎密に描き、「陰」とします。
- ④形状線と区別できるように、「陰」を表す線は形状線より細く、「陰」を表す点も形状線の幅より小さい径としてください。形状線と「陰」が区別できないと、形態が不明確になる場合がありますので、注意してください。

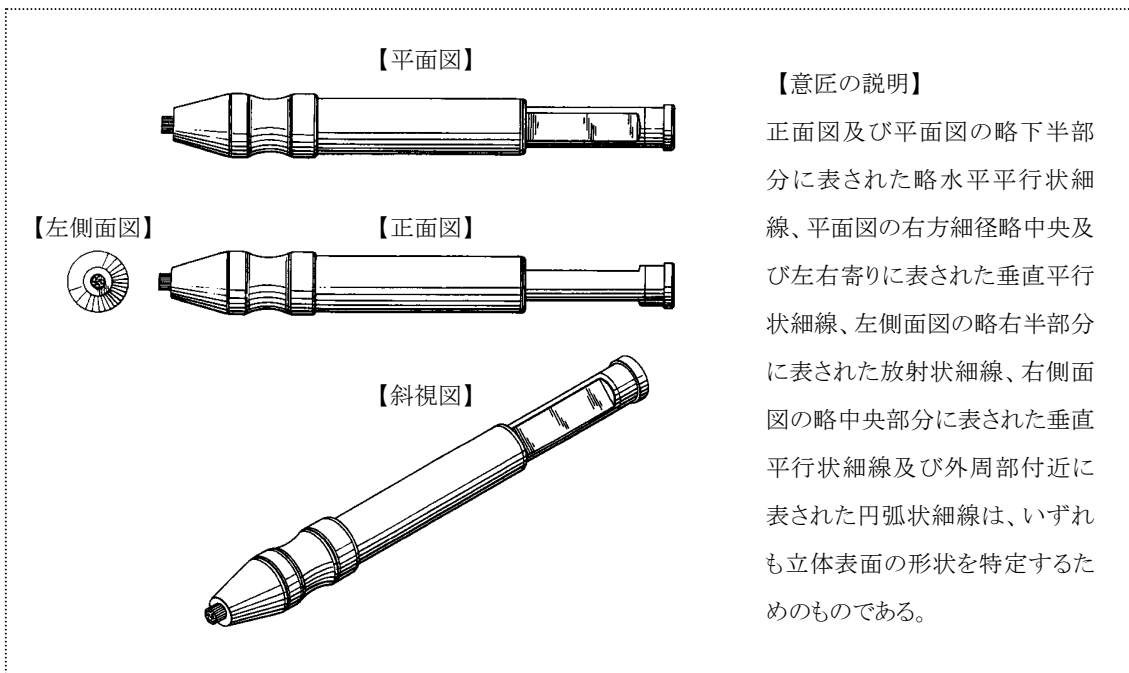
〔図 1.2-31〕「陰」と「影」の違い



〔図 1.2-32〕「陰」を点で表した場合の記載例



〔図 1.2-33〕「陰」を線で表した場合の記載例



(9) コンピュータ・グラフィックスを使用した図

コンピュータ・グラフィックス（CG）で作成された図は、形態が写真のように表されたものであっても人為的に描いた図であるので、その図を記載した書類は「図面」になります。したがって、基本的には図面の様式に基づき作成する必要があります。

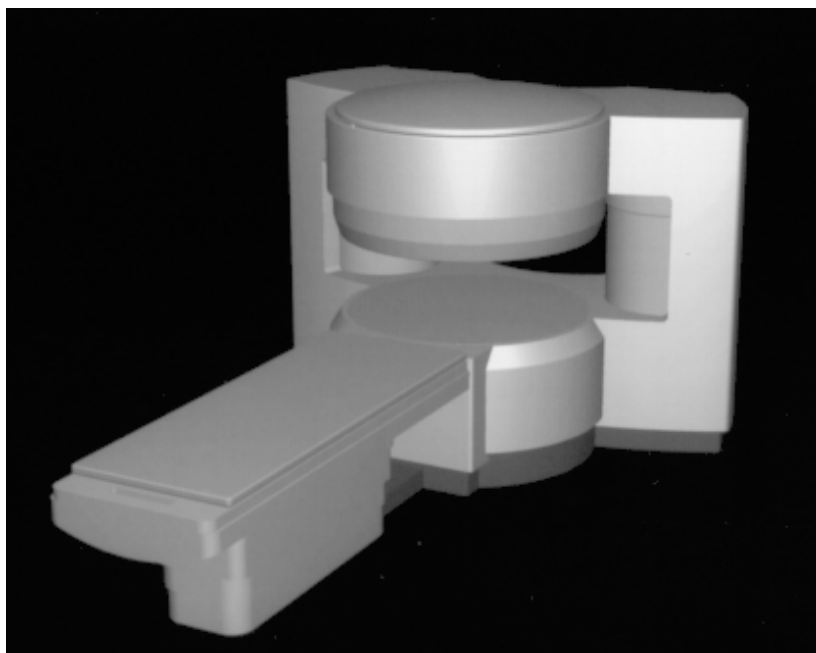
〔CGによる作成の場合の留意点〕

- ①形状線を表さない図も認めています。
- ②形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施します。（外形形状を明確にするために必要な場合の例外的な扱いとして認めています。）背景の彩色は、出願に意匠に含まれていない単一色にし、背景の彩色である旨を【意匠の説明】の欄に記載してください。
- ③「陰」としての明度変化を表している図については、その明度変化が「陰」である旨を【意匠の説明】の欄に記載する必要があります。
- ④色彩を有する意匠に「陰」を表した図で、色彩を明確にする必要がある場合は、【陰を付さない状態の正面図】等を加えてください。
- ⑤デジタルカメラで撮影したデータを活用し作図した場合も（一部を切り取り線図に加える等）、CGと同様に「図」として扱います。ただし、デジタルカメラで撮影したデータを、意匠を構成しない要素の消去、色彩調整等程度の加工をして表した場合は、「写真」になります。

〔図 1.2-34〕CGによる図の記載例

【意匠の説明】 斜視図の表面部全面に表された濃淡は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。

各図の周辺部に表された色彩（黒色）は、形状を明確にするための背景である。



〔図 1.2-35〕CGによる図の記載例（彩色を明確にする場合）

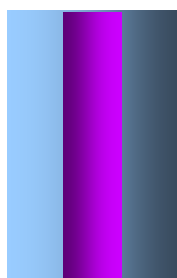
【平面図】



【意匠の説明】

正面図及び右側面図の表面部全面に表された濃淡は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。

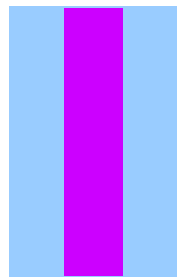
【正面図】



【右側面図】



【陰を付さない状態の
正面図】



【陰を付さない状態の
右側面図】



B. 意匠の理解を助けるための図

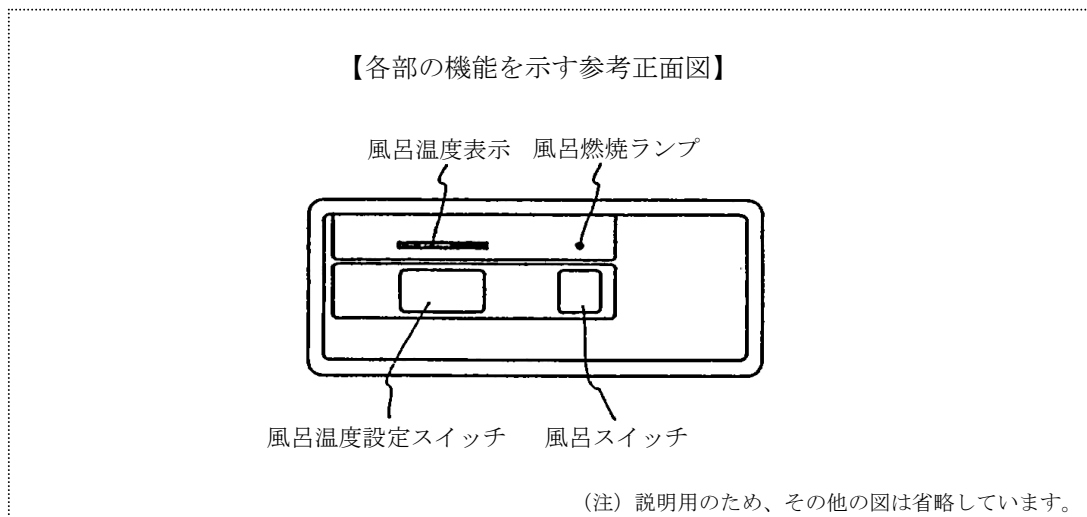
及び透明部等を示す図について

「一組の6面図」等の他に、物品の説明や透明部を示すために補足的に図を用いる必要がある場合は、参考図を加えます（様式6備考14）。参考図には、各部の機能等を示す図、物品の使用目的・方法を示す図、透明部又は透光性部を示す図等があります。そして、これらの参考図は、意匠登録出願の意匠の形態そのものを表す図ではないので、図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入することができます（様式6備考7）。

2B.1 各部の機能等を示す参考図

各部の具体的構成態様や物品の使用方法等を表すには、各部の機能等を示す参考図が有効です。この参考図は、一組の6面図等のいずれかの図と同様の図に指示線、文字、符号等を加えて描く方法が一般的ですが、一組の6面図等で表される形態のどの部分を示したものを理解できるように表せば良いものです。

〔図 1.2-36〕【各部の機能を示す参考図】の記載例



2B.2 使用状態を示す参考図

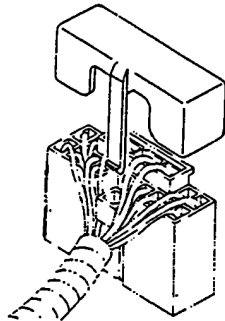
従来の知識ではその物品の使用目的・方法等がわからないために意匠を理解することができない場合には、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄に使用目的、使用方法、使用状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載しますが、それとともに、必要に応じて【使用状態参考図】等を加えます。【使用状態参考図】等は、描き方の制約がないので当該物品以外のものを合わせて描くことができます（例えば、部品の出願において、部品を組み込んだ状態の【使用状態参考図】とする）。ただし、6面図等によって表される形態と【使用状態参考図】に表された形態が大きく異なる等の場合は、当該意匠を説明したものとして扱われないうことにもなりますので、注意が必要です。

〔図 1.2-38〕【使用状態を示す参考図】の記載例

【意匠に係る物品】 電気コネクタ用後端キャップ

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、電気コネクタ用ハウジングの後端部に被せられて一对の係止片により固定され、該ハウジングから導出される電線を折り曲げつつ周壁の切欠部より引き出す。

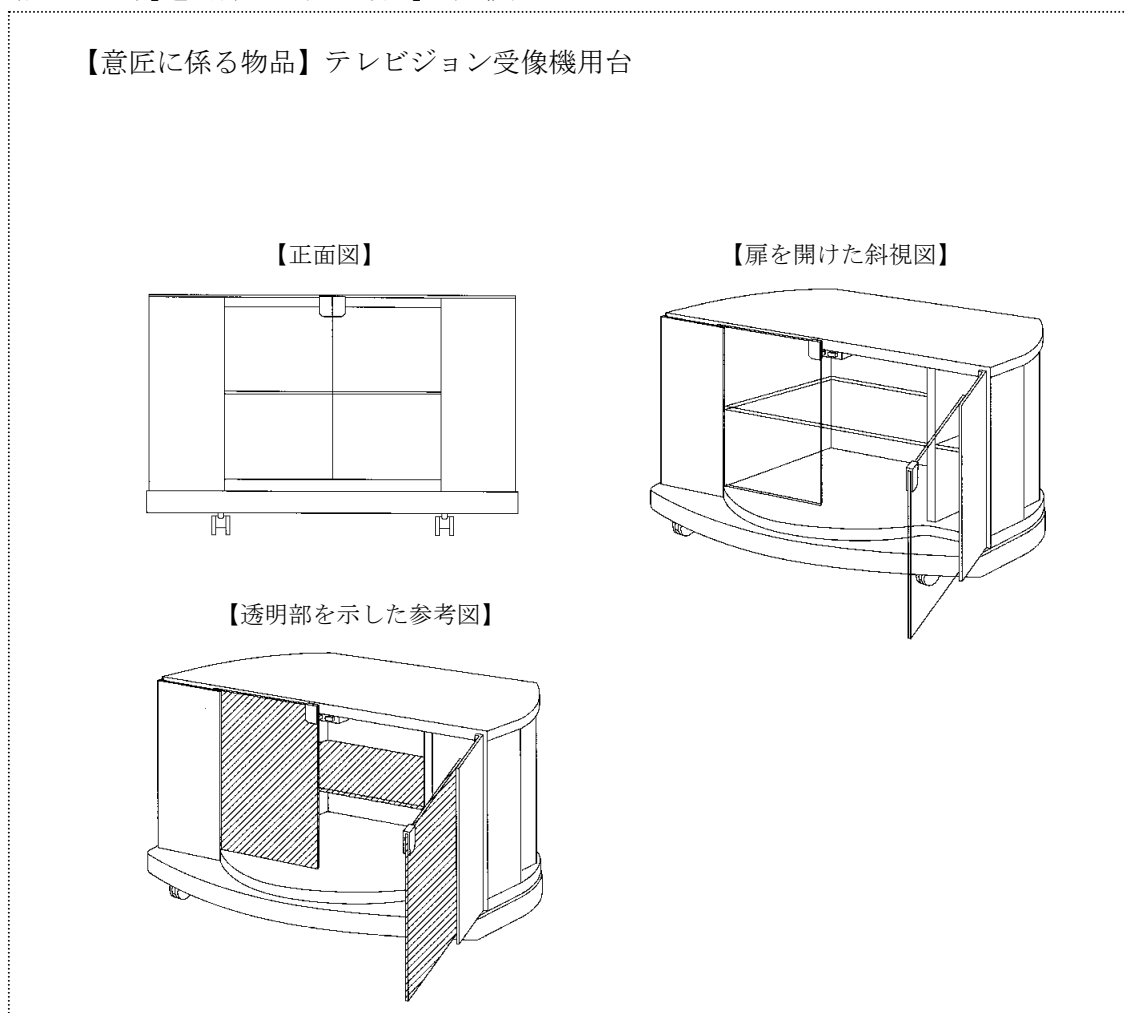
【使用状態を示す参考斜視図】



2B.3 透明部を示す参考図等

形態の一部が透明又は透光性を有するものを表す場合、【意匠の説明】の記載だけでは、透明等の部分がどこであるか理解できないものについては、【透明部を示す参考図】等を6面図等に加えることによって、明示することが必要です。透けて見える部分をそのまま表す場合、図形が不透明体より複雑になり、形態を正確に理解することが困難になるので、透明等の部分が【意匠の説明】の記載によって分かるものでも、【透明部を示す参考図】等を加えることは有用です。(透明等についての具体的な作図方法は、第3部4. 透明または透光性を有するものの場合 参照)

〔図 1.2-37〕【透明部を示す参考図】の記載例



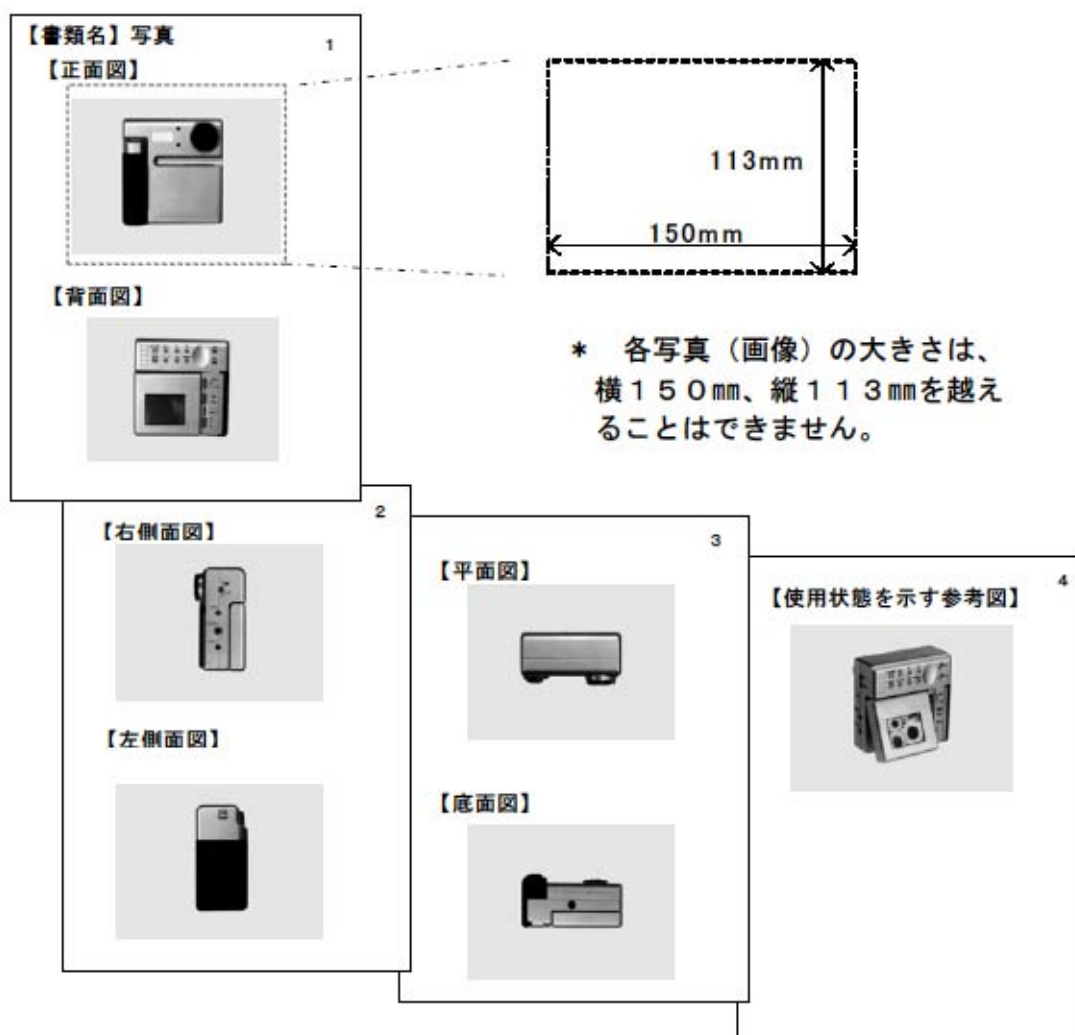
C. 図面代用写真について

図を記載した図面に代えて、写真を添付して意匠登録出願をすることができます。写真とする場合も、形態の表し方は図面の場合と同じです。つまり、一組の6面図等の各図それぞれを、図が表す面と同じ方向の面を撮影した写真に置き換えた表し方となります。

〔図面代用写真の場合の留意点〕

- ①意匠を構成しないもの（背景、陰ではない影、鏡面状部分への写り込み等）が写らないよう注意が必要です。
- ②凹凸等に現れる濃淡の「陰」（2A.5（8）立体表面の形状を特定する「陰」参照）が、模様と区別しづらい場合は、【意匠の説明】の欄に、その区別を記載してください。
- ③背景部や台の面が模様等として写らないよう、白色布、黒色布等の同一のもので背景部や台を覆う等、当該意匠を構成しない模様等が写らない撮影環境で撮影してください。
- ④前方が大きく後方が小さく写るパース状にできるだけならないような撮影方法で撮影してください。
- ⑤デジタル写真の撮影データ等について、形態を鮮明にする、意匠を構成しないものを消去する等の操作を加えたものも写真とすることができます。（操作後の写真データによって表された形態が出願意匠になります。）
- ⑥写真と図を組み合わせて一組の6面図等とすることができます。その場合、写真と図の整合性に注意が必要です。例えば、写真には意匠の要旨に関わる濃淡が表されているにも関わらず、図が形状のみを表したものであるときは、写真と図が整合しないものであるため、特定した形態が表されていないこととなります。なお、出願手続においては、写真と図を分けて、【書類名】をそれぞれ写真、図面とする必要があります。
- ⑦写真に線図を描き加えて1つの写真とすることはできません。なお、CGによる作図において、一部に写真データを活用したものは、図となります。（2A.5（9）コンピュータグラフィックを使用した図参照）

[図 1.2-39]写真を貼付した例



D. 見本、ひな形について

一部の物品については、図面に代えて見本又はひな形を添付して意匠登録出願することができます。見本又はひな形により意匠を表すことができるものは、規則に定められた材質、大きさ等が制限の範囲内のものに限られます。

〔図面代用とすることができる見本、ひな型の制限〕(意匠法施行規則第5条)

- ①こわれにくいもの、容易に変形・変質しないもの。
例えば、ガラス製のもの、自然劣化し易いもの、自然変色し易いもの、自然溶解し易いもの、腐敗するもの等はこれに該当しません。
- ②取扱い又は保存に不便でないもの。
例えば、鋭い針があり取扱いが危険なもの、重いもので所定の袋で保持できないもの等はこれに該当しません。
- ③所定の袋に収めた場合、その厚さが7 mm以下のもの。
- ④大きさが、縦26 cm、横19 cm以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ1m以下のもの。
- ⑤布地又は紙地で縦横それぞれ1m以下の場合でも、7 mm以下の厚さに折りたたんで所定の袋に収めることができるもの。